

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 6 の第18号

監 査 の 対 象：令和 5 年度監査委員監査 歳入歳出外現金等に関する事務

所 管 所 属：西成区役所

通 知 日：令和 7 年 3 月 25 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	長期間保管している遺留金の解消に向けて改善を求めたもの 過去から一時取扱金として管理しているケースの中に、相続人調査が十分にできていないものや、相続人が不明等の場合の弁済供託の手續ができていないものがあった。 【指摘事項】 西成区役所は、区老人福祉被措置者遺留金について、福祉局作成のマニュアル等に沿って、相続人への引渡し、あるいは相続財産管理人（清算人）の選任や弁済供託等を行うなどして、その解消に努められたい。	・当区が保管する区老人福祉費措置者遺留金について、相続人を特定し引き渡せるものは引き渡しているが、39件（19,451,399円）が引き取り拒否又は相続人不存在分として未処理状態にあった。 ・当該39件について、1件当たりの金額が高いもの、弁済供託が可能なものから優先的に対応を進めていくよう、令和 6 年 3 月 31 日付けで令和 6 年度と令和 7 年度以降の目標を定め、当該目標に基づき解消に向けて取り組んだ。 ・取組の結果、令和 6 年 8 月末時点において、当初令和 7 年度以降の目標分も含め、上記39件全てについて弁済供託の手續を完了した。 ・今後も、毎年度当初に、本件遺留金について最新のマニュアルに基づく事務処理手順を行うことを徹底するよう各担当者へ周知するとともに、その時点で保管する遺留金について洗い出し、いつまでに、どのように処理するかなど、それぞれの措置方針を決定した上で毎年度確実に取り組んでいく。年度途中においても随時事務の進捗状況の確認を行い適切な事務遂行に努める。	措置済	令和 6 年 8 月 30 日